

○国土交通省告示第二百五十二号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第四百四十四条第一項第三号口の規定に基づき、客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれのない遊戯施設の客席部分の構造方法を次のように定める。

令和二年三月六日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれのない遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件

第一 建築基準法施行令第四百四十四条第一項第三号口に規定する客席にいる人が他の構造部分に触れることにより危害を受けるおそれのない遊戯施設の客席部分の構造方法は、別表に定める体格の人（遊戯施設を利用する人の体格の上限を定め、かつ、別表に定める体格が当該上限を超える場合にあっては、当該上限の体格の人）が、次の各号に掲げる場合の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める範囲内において、他の構造部分（第二に規定する客席にいる人が触れることにより危害を受けるおそれのない他の構造部分を除く。）に触れることとしないものとする。

一 客席部分（座席に背もたれを設けたものに限る。以下この号から第三号までにおいて同じ。）に身体保持装置（シートベルトその他の客席部分にいる人が客席部分から落下することを防止す

る装置をいう。以下同じ。)のうち、座席の背もたれに上半身を固定し、客席にいる人が身体を前方又は横方向に容易に傾斜させることができないうにするもの(以下「ハーネス等」という。)を設ける場合 客席部分に座った状態で身体を前方又は横方向に傾斜させないで手足を伸ばした際に手足その他身体の一部が届く範囲に十センチメートルを加えた範囲

二 客席部分にハーネス等以外の身体保持装置及び座席面からの高さが五十センチメートル以上の側壁その他これに類するもの(以下「側壁等」という。)を設ける場合 客席部分に座った状態で身体を横方向に傾斜させないで前方に〇度から七十度まで傾斜させて手足を伸ばした際に手足その他身体の一部が届く範囲に十センチメートルを加えた範囲

三 客席部分にハーネス等以外の身体保持装置及び座席面からの高さが五十センチメートル未満の側壁等を設ける場合 客席部分に座った状態で身体を前方に〇度から七十度まで傾斜させ、かつ、横方向に〇度から四十五度まで傾斜させて手足を伸ばした際に手足その他身体の一部が届く範囲に十センチメートルを加えた範囲

四 前各号に掲げる場合以外の場合 実況に応じた範囲

第二 客席にいる人が触れることにより危害を受けるおそれのない他の構造部分は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、客席部分との隙間に身体の一部が挟まれることを防止するための措置を講じたものとする。

- 一 客席部分の走行速度が五キロメートル毎時以下である区間に存する他の構造部分
- 二 客席部分の走行速度が十キロメートル毎時以下である区間に存する他の構造部分で、緩衝材を設けることその他の客席にいる人が当該部分に触れることによる衝撃を緩和するための措置を講じたもの

別表

身長（単位センチメートル）	肩峰高（単位センチメートル）	座高（単位センチメートル）	座位肩峰高（単位センチメートル）	座位肘頭高（単位センチメートル）	上肢長（単位センチメートル）	股下高（単位センチメートル）
一八七・二	一五四・六	九七・四	六五・三	二五・五	七七・九	八八・九

附 則

- 1 この告示は、建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和元年政令第百八十一号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。
- 2 遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件（平成二十九年国土交通省告示第二百四十七号）の一

部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

走行又は回転時の衝撃及び非常止め装置の作動時の衝撃が加えられた場合に客席にいる人を
落下させない遊戯施設の客席部分の構造方法を定める件